

目次

第1章	総則(第1条—第2条)
第2章	発明評価委員会等(第3条—第12条)
第3章	職務発明等の届出(第13条—第15条)
第4章	権利の帰属等(第16条—第21条)
第5章	不服申立(第22条—第25条)
第6章	特許権等及び特許等を受ける権利についての実施、維持等(第26条—第29条)
第7章	発明者への補償(第30条—第34条)
第8章	データベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作物(第35条)
第9章	研究者等の守秘義務(第36条)
第10章	雑則(第37条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、京都大学（以下「本学」という。）の研究者等が行った職務発明等の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、その発明者としての権利を保障し、研究者等の発明意欲の向上を図るとともに、職務発明等の効率的活用によって、本学における研究者等の社会貢献を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 特許権の対象となる発明
 - イ 実用新案権の対象となる考案
 - ウ 意匠権の対象となる意匠の創作
 - エ 回路配置利用権の対象となる回路配置
 - オ 育成者権の対象となる植物の新品種
- (2) 「特許権等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 特許権
 - イ 実用新案権
 - ウ 意匠権
 - エ 回路配置利用権
 - オ 育成者権
- (3) 「特許等を受ける権利」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 特許を受ける権利
 - イ 実用新案登録を受ける権利
 - ウ 意匠登録を受ける権利
 - エ 回路配置利用権の設定登録を受ける権利
 - オ 品種登録を受ける権利
- (4) 「特許出願等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 特許出願
 - イ 実用新案登録出願
 - ウ 意匠登録出願

- エ 回路配置登録申請
- オ 品種登録出願
- (5) 「発明者」とは、発明等を行った者をいう。
- (6) 「研究者等」とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 本学の教職員、特定有期雇用教職員、有期雇用教職員及び時間雇用教職員
 - イ 本学の客員教授、外国人研究者等であって、かつ、本学との間で発明等の取扱いについて、この規程の適用を受けることを合意している者
 - ウ その他受入れに際し、本学との間で発明等の取扱いについて、この規程の適用を受けることを合意している者
 - エ 本学の学部又は大学院の学生（研究室に配属されている者に限る。）であって、かつ、本学との間で発明等の取扱いについて、この規程の適用を受けることを合意している者（当該学生が民間企業等の役員、従業員等の地位を同時に有する場合は、当該学生がこの規程の適用を受けることについて、当該民間企業等の同意があるものに限る。）
- (7) 「学生」とは、前号のエに掲げる者をいう。
- (8) 「職務発明等」とは、研究者等が本学の資金、施設、設備その他の資源を用いて行った発明等をいう。

第2章 発明評価委員会等

（発明評価委員会）

第3条 研究者等が行った職務発明等に関し必要な事項を審議し、及び本学の職務発明等の動向等の評価、第7条に定める分野拠点発明評価委員会からの年次報告についての評価等を行うため、産官学連携本部に発明評価委員会を置く。

第4条 発明評価委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 産官学連携本部長
- (2) 産官学連携本部副本部長
- (3) 産官学連携センター長
- (4) 各分野拠点発明評価委員会の委員長
- (5) その他産官学連携本部長が必要と認める者若干名

2 前項第5号の委員は、産官学連携本部長が委嘱する。

3 第1項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第5条 発明評価委員会に委員長を置き、産官学連携本部長をもって充てる。

2 委員長は、発明評価委員会を招集し、議長となる。

第6条 発明評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

2 発明評価委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

（分野拠点委員会）

第7条 発明評価委員会に、次条に定める事項について審議等を行うため、理工農学分野（吉田拠点、宇治拠点及び桂拠点の各拠点ごと）、メディカル・バイオ（生命科学）分野及びソフトウェア・コンテンツ分野の各区分により分野拠点発明評価委員会（以下「分野拠点委員会」という。）を置く。

2 分野拠点委員会の管轄する部局は、産官学連携本部長が定める。

第8条 分野拠点委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を産官学連携本部長に答申する。

- (1) 第13条第1項又は第2項の届出があった発明等が第14条第1項に基づき本学が当該発明等について、特許等を受ける権利を承継するか否か及び特許出願等をするか否かの判断に係る事項
- (2) 発明者の確定に係る事項
- (3) 特許権等及び特許出願等を維持するか否かの判断に係る事項

- (4) 特許権等及び特許等を受ける権利の譲渡又は譲受に係る事項
- 2 分野拠点委員会は、前項第1号の審議に際しては、当該発明等の権利化の可能性、権利化に要する費用、特許権等及び特許等を受ける権利についての実施化の可能性並びに特許権等及び特許等を受ける権利についての維持管理に係る費用その他諸般の要素を総合的に考慮するものとする。
- 3 分野拠点委員会は、審議に先立ち、技術移転機関との連携による当該発明等の評価を実施し、その結果を参考に審議を実施することができる。
- 4 分野拠点委員会の分担は、次の各号に掲げるところによる。
- (1) 研究者等が届出をした発明等 当該研究者等が所属する研究科、研究所等を管轄する分野拠点委員会
- (2) 第21条第1項の規定により特許等を受ける権利の譲渡の申出を受けた発明等 当該発明等が関連する分野拠点委員会
- (3) 前2号に基づき担当分野拠点委員会が定まらない場合 産官学連携本部長が指定する分野拠点委員会

第9条 分野拠点委員会は、次の各号に掲げる委員各若干名で組織する。

- (1) 第7条第2項により当該分野拠点委員会が管轄する研究科等の教授又は准教授
- (2) 本学内外の法律専門家
- (3) 本学内外の知財専門家
- (4) 本学内外の技術移転専門家
- (5) その他産官学連携本部長が必要と認める者
- 2 分野拠点委員会の委員は、産官学連携本部長が委嘱する。
- 3 分野拠点委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 分野拠点委員会に委員長を置き、当該分野拠点委員会の委員の中から、産官学連携本部長が指名する。

2 委員長は、分野拠点委員会を招集し、議長となる。

第11条 分野拠点委員会は、分野拠点委員会の委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

- 2 分野拠点委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。
- 3 分野拠点委員会は、書面（電子媒体を含む。）の回覧をもって第1項の会議に代えることができる。この場合における分野拠点委員会の議事は、分野拠点委員会の委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

第12条 分野拠点委員会の委員が職務発明等の届出を行ったときその他当該審議事項に係る当事者又はそれに準ずる立場となったときは、当該委員は、当該発明等に関する分野拠点委員会の会議に出席することができない。

第3章 職務発明等の届出

(届出)

第13条 研究者等は、職務発明等を行った場合、速やかに別に定める様式により産官学連携本部長に届け出なければならない。ただし、研究者等が、特許出願等を行うことが公共の利益に反すると判断した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、研究者等は、次の各号の一に該当する場合、職務発明等を届け出なければならない。

- (1) 本学の複数の研究者等による研究の場合において、いずれか1人の発明者が前項ただし書の規定に該当しないと判断したとき。
- (2) 他の大学若しくは法人又は個人若しくは民間企業等との共同研究によるとき。
- (3) 他の大学若しくは法人又は個人若しくは民間企業等からの受託研究によるとき。

3 産官学連携本部長は、前2項の届出があったときは、速やかに当該発明者に届出を受理した旨を通知しなければならない。

4 研究者等は、職務発明等を行った場合は、当該職務発明等について、自ら特許出願等を行い、又は第三者をして特許出願等をさせてはならない。ただし、次条第1項の規定により、本学が承継しないと決定したものについては、この限りでない。

(権利の承継の決定及び通知)

第14条 産官学連携本部長は、研究者等から前条第1項又は第2項の職務発明等の届出があったときは、担当分野拠点委員会（第8条第4項の規定により、当該職務発明等について担当することとなる分野拠点委員会をいう。以下同じ。）を開催させて、その審議結果をもとに、本学が当該職務発明等について特許等を受ける権利を承継するか否かを決定する。

2 産官学連携本部長は、当該研究者等に前項の決定の内容及び担当分野拠点委員会における審議結果を通知しなければならない。

(譲渡証書等の提出)

第15条 研究者等は、前条第2項の場合において、当該特許等を受ける権利を本学が承継すると決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、産官学連携本部長に譲渡証書その他産官学連携本部長が定める書類を提出しなければならない。

第4章 権利の帰属等

(大学帰属の原則)

第16条 第14条第1項の規定により、本学が承継する旨決定した権利は、本学に帰属する。

ただし、第14条第1項の規定により、本学が承継しないと決定したものについては、当該職務発明等についての権利を発明者に帰属させることができる。

(本学以外の資金による研究)

第17条 研究者等が、受託研究費、共同研究費、民間企業等からの寄附金、国等からの補助金その他本学以外の資金によって研究を行った場合において、当該研究により職務発明等が生じたときは、前条の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、研究者等が受託研究費によって行った研究により職務発明等が生じた場合は、本学は当該受託研究の相手方との間で、受託研究の相手方の保有する特許権等及び特許等を受ける権利並びに当該研究に関連する将来の事業化の可能性を勘案し、当該職務発明等に係る権利の帰属について別途定めることができる。この場合において、当該職務発明等に係る権利について、受託研究の相手方に持分の帰属を認めるときは、研究者等に帰属する持分について、前条の規定を適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、研究者等が、共同研究費によって行った研究により職務発明等が生じたときは、本学は共同研究の相手方との協議により当該権利の帰属とその持分を定める。この場合において、当該職務発明等に係る権利について共同研究の相手方に持分の帰属を認めるときは、研究者等に帰属する持分について、前条の規定を適用する。

(役員等兼業、技術コンサルティング兼業等)

第18条 研究者等（学生を除く。）が、技術移転機関の役員等の兼業、研究成果活用企業の役員等の兼業、会社の監査役との兼業、技術コンサルティング兼業その他の兼業を行う場合、当該兼業により行った発明等については、原則としてこの規程を適用しないものとする。ただし、当該研究者が兼業を行うに際し、本学の施設、設備その他の資源を用いることを総長が認めたものは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に該当する場合、当該研究者等は、その兼業先との間で、あらかじめ当該研究者等が当該役員等の職務の遂行により行った研究等の成果又は当該技術コンサルティングの成果について権利の帰属及びその持分を定めるものとし、当該研究者等の持分について、第16条の規定を適用する。

3 学生が、民間企業等の役員、従業員等の地位を同時に有する場合又は他の法人、個人若しくは

民間企業に対して技術コンサルティングを行う場合、当該業務により行った発明等については、この規程を適用しないものとする。

(海外の研究機関における研究成果の取扱い)

第19条 研究者等が、海外の研究機関において客員研究員等（本学における研究者等の身分を保有して一定期間海外の研究機関等で研究に従事する者をいう。）として挙げた研究成果は、当該研究機関の内部規程及び当該国における関係法令に従う。

(本学と他大学等との間の研究者の異動)

第20条 研究者等の他の大学等他機関（以下本条において「他大学等」という。）から本学への異動又は本学から他大学等への異動に伴い、職務発明等の完成に至る行為が複数の大学等に関連する場合、研究者等は、その旨産官学連携本部長に申し出なければならない。

2 前項の場合において、産官学連携本部は、当該職務発明等に係る権利の帰属について、関連する大学等との間で協議を行うものとする。

3 前項の規定により、本学に帰属する持分については、第3章及び第16条の規定を適用する。
(譲渡等)

第21条 研究者等以外の個人又は法人から、特許権等若しくは特許等を受ける権利について、本学への譲渡を希望する旨の申出があったときは、産官学連携本部長は、担当分野拠点委員会の議を経て、当該特許権等若しくは特許等を受ける権利を承継するか否かを決定する。

2 前項の規定は、職務発明等以外の研究者等が行った発明等に準用するものとする。

3 研究者等若しくは研究者等以外の個人又は法人等から、特許権等若しくは特許等を受ける権利について、本学からの譲渡を希望する旨の申出があったときは、産官学連携本部長は、担当分野拠点委員会の議を経て、当該特許権等若しくは特許等を受ける権利を譲渡するか否かを決定する。

第5章 不服申立

(設置)

第22条 本学は、この規程の適用を受ける研究者等からの不服の申出に対応するため、産官学連携本部に不服申立窓口を設置する。

(不服申立窓口の職務)

第23条 不服申立窓口は、職務発明等の届出から技術移転に渡るこの規程の適用に関し、この規程の適用を受ける研究者等の不服に対応する。

(職務発明等に係る権利の承継に関する不服申立)

第24条 研究者等は、第14条第1項の決定に対し不服があるときは、同条第2項の通知を受けた日から4週間以内に、不服申立窓口に不服を申し立てることができる。

(不服申立の方法)

第25条 前条に定めるもののほか不服申立に関し必要な事項は、産官学連携本部長が別に定める。

第6章 特許権等及び特許等を受ける権利についての実施、維持等

(権利化及び事業化等)

第26条 第14条第1項又は第21条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定に基づき本学が承継すると決定した特許等を受ける権利については、産官学連携本部は出願その他権利化に必要な手続を行うとともに、本学に帰属する特許権等及び特許等を受ける権利に係る実施権許諾等の交渉及び契約締結を行うことにより事業化を促すものとする。この場合において、産官学連携本部は、技術移転機関と連携等して行うことができる。

2 研究者等は、第13条第1項又は第2項の規定に基づき届出をした発明等について、本学が出願手続又は第三者からの異議申立等に対する協力を依頼したときは、これに応じなければならない

ない。

(共有持分の実施にかかわる措置)

第27条 第16条又は第21条第1項の規定に基づき本学に帰属する特許権等又は特許等を受ける権利が共同研究又は受託研究の相手方その他本学以外の機関との共有となる場合は、共有持分の実施について、当該相手方の業種、事業展開方法、発明者である研究者等の意向その他の事情を考慮して、その取扱いについて別途協議し、定めるものとする。

(特許権等及び特許出願等についての維持等)

第28条 産官学連携本部長は、その定める一定期間経過ごとに、第16条又は第21条第1項の規定に基づき本学に帰属する特許権等及び特許出願等の維持の可否について、担当分野拠点委員会を開催させて、調査を行い、発明者である研究者等の意見を聴取したうえ、その審議結果をもとに、維持するか否かを決定する。

2 前項の場合において、発明者の退職、長期出張等により意見を聴くことが困難な状況になると想定される場合において、あらかじめ当該発明者が産官学連携本部に対してその旨届け出たときは、前項の規定に準じ、事前に本人から意見を聴くものとする。発明者が学生である場合において卒業、修了又は退学により意見を聴くことが困難な場合も同様とする。

(知的財産を巡る紛争、訴訟等に対する対応)

第29条 第16条又は第21条第1項の規定に基づき本学に帰属する特許権等及び特許等を受ける権利の知的財産を巡る紛争、訴訟等については、産官学連携本部において、裁判等の金銭的負担を考慮して適切に対応するものとする。

第7章 発明者への補償

(補償の種類と給付の対象者)

第30条 発明者への補償は、出願時補償及び実施補償とする。

2 前項の補償は、第13条第1項の規定により発明者として届け出た者に対して行う。ただし、次の各号の一に該当するときは、前項の補償は、その者に対して行う。

(1) 分野拠点委員会が第8条第1項第2号による発明者の確定をし、産官学連携本部長が認定したとき 確定された発明者

(2) 第21条第2項に規定する発明等であるとき当該譲渡を申し出た研究者等

3 前項の規定にかかわらず、第21条第1項の規定に基づき本学が個人から特許権等又は特許等を受ける権利の譲渡を受けたときは、当該譲渡を申し出た個人に対して第1項の補償を行うことができる。

(出願時補償)

第31条 発明者への出願時補償金は、金6,000円とする。

(実施補償)

第32条 本学が、この規程に基づき承継した特許権等又は特許等を受ける権利についての実施権の設定、実施許諾、譲渡等により収入を得た場合、当該特許権等の出願、登録及び維持等に要した費用を差し引いた額について、発明者、部局及び大学に各3分の1ずつ配分する。ただし、収入が5000万円以上の場合は、発明者に2分の1、部局及び大学に各4分の1ずつ配分する。

2 前項の規定に基づく発明者への配分は、実施補償として支払われるものとする。

3 第1項の規定により部局に配分される部分における当該部局内部での配分は、各部局の定めるところによる。

4 第1項の規定により本学に配分される部分については本学が管理し、運営経費等に充てる。

5 第1項の規定により発明者に配分される部分について、発明者から申出があるときは、大学又は部局に配分することができる。

(共有の場合の取扱い)

第33条 本章に定める補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、各人の補償

金は、各共有者の持分に従い按分する。

(発明者の転職及び退職等並びに死亡の場合の取扱い)

第34条 発明者が転職又は退職した後も、本章に定める補償金を受ける権利は、当該発明者に存続する。発明者が学生である場合において、卒業、修了又は退学する場合も同様とする。

2 発明者が死亡した場合は、本章に定める補償金を受ける権利は、相続人に帰属する。

第8章 データベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作物

(この規程の準用)

第35条 研究者等が本学の資金、施設、設備その他の資源を用いて創作したデータベース、プログラム及びデジタルコンテンツ(論文・著書・報告書を除く。以下同じ。)の著作物の著作権については、第2条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第8号、第13条第2項及び第4項並びに第31条の規定を除き、この規程を準用するものとする。ただし、著作権の性質上準用が不可能又は不適切な場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、「発明等」とあるのは「データベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作物」と、「特許権等及び特許等を受ける権利」とあり、「特許権等又は特許等を受ける権利」とあり、及び「特許権等若しくは特許等を受ける権利」とあるのは「著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。)」と、「職務発明等」とあるのは「研究者等が本学の資金、施設、設備その他の資源を用いて創作したデータベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作物」と、「発明者」とあるのは「データベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作者(著作権法第15条の職務著作に該当する場合にあっては、職務上当該データベース、プログラム及びデジタルコンテンツを作成した者)」と読み替えるほか、次の表の左覧に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条第1項第1号	特許等を受ける権利を承継するか否か及び特許出願等を	著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)を承継
第8条第2項	権利化の可能性、権利化に要する費用	性質
第13条第1項	職務発明等を行った場合、速やかに別に定める様式により産官学連携本部長に届け出なければならない。ただし、研究者等が、特許出願等を行うことが公共の利益に反すると判断した場合は、この限りでない。	次の各号の一に該当する場合は産官学連携本部長に届け出ることを原則とし、該当しない場合であつて、著作権を譲渡することにより、本学において著作物の管理を望む場合は、産官学連携本部長にその旨届け出ることができる。 (1) 創作するに当たって利用した発明等が大学に承継されたとき。 (2) 本学の資金又は本学で管理している研究費の成果物として開発されたもので、かつ、学外に有償で利用許諾又は譲渡するとき。 (3) 本学の資金又は本学で管理している研究費で外注したもので、かつ、学外に有償で利用許諾又は譲渡するとき。

		(4) 著作権法第15条の職務著作に該当するとき。
第16条	第14条第1項の規定により、本学が承継する旨決定した権利は	研究者等が第13条第1項の届出をしたときは、当該著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、この規定により本学が著作権を承継する旨決定した場合
第30条第1項	出願時補償及び実施補償	実施補償
第32条第1項	実施権の設定、実施許諾、譲渡等により	利用許諾又は譲渡により
第32条第1項	特許権等の出願、登録及び維持等に	著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）の利用許諾又は譲渡等するに際して
第32条第1項	ただし、収入が5000万円以上の場合、発明者に2分の1、部局及び大学に各4分の1ずつ配分する。	ただし、著作者から申入れがある場合には、大学に3分の1を配分し、残りの3分の2について、当該著作物の特性を考慮して、著作者と部局に配分することができる。

第9章 研究者等の守秘義務

(守秘義務)

第36条 研究者等は、職務発明等に関する情報を第三者に対し、開示し、又は漏洩してはならない。ただし、第13条第1項ただし書の規定により届出義務がない発明等及び第13条第1項本文の規定により届け出られたものの本学が特許等を受ける権利を承継しない旨決定した発明等については、この限りでない。

2 前項に基づき秘密保持の義務のある発明等について、特許法（昭和34年4月13日法律第121号）第30条に定める事情がある場合、発明者は、その旨を産官学連携本部長にあらかじめ報告しなければならない。

第10章 雑則

(その他の事項)

第37条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別途産官学連携本部長が定める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。